

葛城市告示第 80 号

公募型プロポーザル実施の公告

公共施設マネジメントシステム更改業務委託について、公募型プロポーザル方式による企画提案書を別紙のとおり募集するので、公告します。

令和 3年 6月 28日

葛城市長 阿 古 和 彦

公共施設マネジメントシステム更改業務委託
プロポーザル実施要領

令和3年6月28日

葛城市総務部管財課

公共施設マネジメントシステム更改業務委託 公募型プロポーザル実施要領

第1. 業務の概要

(1) 業務名

公共施設マネジメントシステム更改業務委託

(2) 目的

既存公共施設マネジメントシステムのサポート終了に伴い、新たに公共施設マネジメントシステム（以下、「システム」という。）の導入を行うもので、本市が所有する公共建築物の基礎情報、建物状況、運営状況等に関するデータを一元管理・共有化するために過年度に導入されたシステムを最新の利用環境に適合させるとともに、データベースとして継続的に管理・更新し、施設の維持管理費（ライフサイクルコスト（以下「LCC」という。）抑制のための新たな維持管理手法の検討を行うことや、蓄積した情報に多角的な分析等を加え、計画的な保全の推進や施設運営状況の点検・評価、施設情報の利活用等の実施に向けた資料作成等を支援し、業務の効率化を図ることを目的とするものである。

なお、システム導入については、事務の効率化、情報の安全性及び災害対策といった観点から、クラウド方式（インターネット又はLGWAN-ASP）による調達とする。また、システム障害を回避するために、実績のある標準パッケージを採用予定。

業務の発注については、事業者からの独自提案によるシステム構築とするため、公募型プロポーザル方式により実施するものである。なお、応募事業者が1者の場合であっても、合格基準点（66点）に達していれば、受託予定者として決定する。

(3) 業務の内容

別紙1「公共施設マネジメントシステム更改業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 委託契約期間

契約締結日から令和4年3月31日（木）まで

(5) 提案限度額

本業務に係る見積額の上限額は、5,168,900円（消費税額及び地方消費税額を含む。また、契約年度に必要となる運用保守（テスト運用費）やシステム利用料金等の費用を含める。）とし、上限額を超えた提案は無効とする。

なお、翌年度以降に必要となるシステムの利用料金や運用保守その他必要となる経費の上限額は年間1,056,000円（月額88,000円）（いずれも消費税額及び地方消費税額を含む。）とするが、当該費用については前段の提案限度額に含まないものとする。

※令和4年4月からの保守管理及びシステム利用料については、別途単年度契約により行う予定。

(6) 受託予定者の選定

本業務の受託予定者の選定は、事業の実績、目的及び内容に最も適した者を選定するために、公募

型プロポーザル方式によって行う。

合格基準点は66点以上とし、提案事業者が1者の場合であっても、審査の結果、合格基準点に達していれば受託予定者とする。採点基準については、別紙プロポーザル配点表のとおり。

第2. プロポーザルに関する事項

(1) 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、【様式 1】参加申込書の提出日現在において、以下の条件を全て満たす者とする。

- ① 葛城市の令和2・3年度競争入札参加有資格を有する業者で、物品役務に登録があること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第6号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ③ 葛城市工事等請負契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き中又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続き中の事業者でないこと。
- ⑤ 葛城市暴力団排除条例（平成23年葛城市条例第15号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者でないこと。
- ⑥ 官公庁において公共施設マネジメントシステムの導入実績があること。

(2) スケジュール

募集開始（市ホームページ）	令和3年6月28日（月）
参加申込書提出期限	令和3年7月13日（火）午後5時
募集要領等に関する質問締切	令和3年7月15日（木）午後5時
募集要領等に関する質問回答	令和3年7月21日（水）正午以降
提案書提出締切	令和3年7月27日（火）午後5時
一次審査（書面審査）	令和3年7月28日（水）
二次審査実施通知	令和3年7月29日（木）
二次審査（プレゼンテーション）	令和3年8月5日（木）
最終審査結果通知	令和3年8月6日（金）を予定

(3) 参加申込書の提出

① 提出期限

令和3年7月13日（火）午後5時まで

※郵送の場合は、7月13日（火）必着とする。

② 提出場所

葛城市役所 総務部管財課 木下・吉岡

〒639-2195

奈良県葛城市柿本166番地

③ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

※持参の場合は、市役所の閉庁日を除く午前9時から午後5時までに提出すること。

※郵送の場合は、簡易書留郵便など配達完了の確認ができる方法によるものとし、提出期間までに必着とする。

④ 提出書類

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類を各1部提出すること。

【様式1】参加申込書

【様式2】参加資格に関する申立書

【様式3】受注実績調書

【様式4】会社概要書

⑤ 参加辞退

参加申込書提出日以降に参加を辞退する場合は、辞退届（任意の様式）を管財課へ持参又は郵送により提出すること。なお、既に提出された書類は返却しない。

(4) 質疑及び回答

質疑がある場合は、【様式5】質疑書に質問内容を簡潔に記載し、電子メールにより提出すること。なお、質疑書提出後に電話により受信確認を行うこと。また、質疑書以外での問い合わせについては、一切受け付けない。

① 提出期限

令和3年7月15日（木）午後5時まで

② 送信先アドレス及び確認先電話番号

葛城市総務部管財課 木下・吉岡

電子メール：kanzai@city.katsuragi.lg.jp

電話番号：0745-44-8217

なお、件名は「公共施設マネジメントシステム更改業務委託質疑」とすること。

③ 質疑書の回答

質問者への個別回答（電子メール）とする。

ただし、市で公開が必要と判断した質疑回答は、ホームページに掲載する。

回答は令和3年7月21日（水）正午以降に行う。

(5) 企画提案書等の提出

企画提案書は（6）の記載に基づき、見積書は（7）の記載に基づき作成し提出すること。

なお、提案は1事業者につき1案とする。

① 提出期限

令和3年7月27日（火）午後5時まで

② 提出先

葛城市役所 総務部管財課 木下・吉岡

③ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送する場合は、簡易書留郵便など配達完了の確認ができる方法によるものとし、「(3) 参加申込書の提出②提出場所」と同一の宛先に提出期限までに必着とする。郵送方法が異なる場合は、受け付けない。

④ 提出書類

企画提案書（正）〈任意の様式〉	1部
企画提案書（副）〈任意の様式〉	9部
電子媒体（CD-R等）	1部
※業者名、担当者名及び製品名等提案者が特定できる情報が記載されていないもの。	
見積書（システム更改業務費用）	1部
見積書（運用保守及びシステム利用料）	1部

(6) 企画提案書の作成

①企画提案書表紙（任意様式）

②事業実施スケジュール（任意様式）

③企画提案書（任意様式）

(ア) 企画提案書の様式は原則としてA4版用紙縦置きで、横書き両面印刷、左綴じとし、使用するフォントの大きさは11ポイント以上とすること。補足資料は、必要に応じて、A4版横、A3版横で使用すること。A3版の用紙を使用する場合は、片面印刷とし、片袖折りにすること。

(イ) 企画提案書のページ下部に通しページ番号を振ること。なお、企画提案書は15枚（企画提案書表紙、スケジュール及び補足資料を除く。）までとすること。なお、提案内容（項目）は、「仕様書8 業務内容」の順に作成すること。

(ウ) 使用言語は日本語とすること（ただし、専門用語を除く。）。

(エ) 記載内容については明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者に対して配慮すること。また、専門用語、略語等に関しては、脚注により定義又は説明を付記するなど、わかりやすい記載を心がけること。なお、企画提案書の記載内容は、「仕様書8 業務内容」の順に記載すること。

(7) 見積書作成要領

①システム更改業務費用（令和3年度）【任意様式】

仕様書3 業務内容に記載する本業務に必要なとなるシステム更改業務（消費税額及び地方消費税額を含む。また、契約年度に必要なとなる運用保守（テスト運用費）やシステム利用料金等の費用を含める。）に係るすべての費用（A）を記載すること。ただし、合計金額は5,168,900円（消費税額及び地方消費税額を含む。）以内とする。

②運用保守及びシステム利用料（令和4年度）【任意様式】

翌年度以降に必要なとなるシステムの利用料金や運用保守その他必要となる経費の年間（12ヶ月）合計金額（B）及び内訳として月額金額を記載すること。ただし、年間1,056,000円（月額88,000円）（いずれも消費税額及び地方消費税額を含む。）以内とする。なお、システムの利用料金や運用保守その他必要となる経費についても見積金額は評価の対象となるが、今回の契約金額には含まないものとする。

※提出書類に記載の内容について、質疑・ヒアリングを行う場合がある。

(8) 選定方法

① 審査

本業務の事業者選定は、公募型プロポーザル方式により行う。

係る審査は、【別紙3】「公共施設マネジメントシステム更改業務委託に係る審査実施要領」に定めるところによる。

受託候補者に対しては、受託候補者となった旨を通知し、選定しなかった者には選定しなかった旨を令和3年8月6日（金）（予定）に通知する。

審査内容及び審査結果に関する問い合わせ、異議申立て等は一切できないものとする。

受託候補者は、選定後速やかに本市ホームページで公表する。

(9) 契約

① 契約の締結

随意契約に向けた協議の上、業務内容を決定し契約を締結する。

なお、協議において提案内容を一部変更することがある。ただし、協議が整わない場合は、次点事業者を受注候補者として協議を行うものとする。

② 次点であった者との交渉

受託候補者が業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合又は協議が整わない場合には、二次審査において次点候補者であった者と当該業務について交渉を行う。

(10) 契約保証金

本契約に対する契約保証金は、免除する。

第3. 留意事項等

(1) 失格・無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ① 参加申込書を提出した後、提出期限内に企画提案書等の提出がなされない場合
- ② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 他の提案者と提案内容等について相談を行った場合
- ⑤ 二次審査終了までの間に、他の提案者に対して提案内容を意図的に開示した場合
- ⑥ 契約締結までの間に、参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合

(2) 留意事項

- ① 提出された企画提案書等は返却しない。
- ② 提出以降における企画提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。ただし、市から指示があった場合を除く。
- ③ 提出された企画提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において、本市が複製を作成することがある。

- ④ 企画提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等のプロポーザル参加に要する経費は、全て提案者の負担とする。
- ⑤ 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果、生じた事象にかかる責任は、全て提案者が負うものとする。
- ⑥ 提出された書類は葛城市情報公開条例及び葛城市個人情報保護条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。
- ⑦ 企画提案書等の作成のために本市より受領した資料は、本市の許可なく公表又は使用することはできない。

【問い合わせ先及び各種書類の提出先】

葛城市総務部管財課

〒639-2195 奈良県葛城市柿本 166 番地

(TEL) 0745-44-8217

(FAX) 0745-69-6456

(Mail) kanzai@city.katsuragi.lg.jp